

総務部納税課
平成 19 年 1 月 5 日

市税等のコンビニ収納について

1 コンビニ収納の導入目的

コンビニ収納を導入することにより、住民がいつでも、どこでも市税を納付しやすい環境を整え、以って収納率の向上を図り、市税の収納確保対策を強化する。

2 導入する税目について

- ・平成 19 年度 軽自動車税
- ・平成 20 年度 固定資産税、市県民税、国民健康保険税

平成 18 年に「市税等コンビニ収納等検討委員会」を設置し、導入する税目、導入時期について検討を重ねた結果、主要 4 税目について段階的に導入することとした。平成 19 年度において、軽自動車税について先行して導入することとし、システム等の内容を確定し安全性と確実性を見極めた上で、平成 20 年度から他の税目についても導入することとした。

担当：納税課 税制・納税奨励担当
TEL20-1275 内線 386